

入 札 公 告

一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び浅口市財務規則(平成18年浅口市規則第47号)第99条の規定により、次のとおり公告する。

令和6年7月5日

浅口市長 栗 山 康 彦

1 入札の方法

この一般競争入札は、浅口市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱(平成29年浅口市告示45号)及び浅口市電子入札等実施要綱(平成28年浅口市告示第67号)の規定による入札方法で執行する。

2 入札に付する事項等

入 札 に 関 する 事 項	入 札 番 号	24007
	年 度	令和6年度
	工 事 名 称	鴨方町小坂東地区污水管理設工事
	工 事 場 所	浅口市鴨方町小坂東 地内
	工 期	240日
	工 事 概 要	管布設工 推進工 HP管 φ 250 mm L= 129.5 m 人孔築造工 開削部 2号組立人孔 N= 2基
	予 定 価 格	¥57,510,000円 (税抜)
	施 行 担 当 課	下水道課
	最 低 制 限 価 格 の 設 定	設定有 (基準率) 0.90
入 札 保 証 金		免除
契 約 保 証 金		要 (請負金額の10%以上)
前 払 金		有 (請負金額の40%以内)
中 間 前 払 金		有 (前金払に追加し請負金額の20%以内)
部 分 払		有
建 設 リ サ イ ク ル 法 対 象 工 事		対象

3 入札参加資格要件

登 録 業 種	浅口市建設工事競争入札参加資格及び審査等に関する要綱(平成19年浅口市告示第66号。以下「要綱」という。)に基づく土木一式工事における令和6年度の入札参加資格を有している者であること。
地 域 要 件	営業所の所在地が、次の要件を満たすこと。 浅口市内に主たる営業所を有し、浅口市指名競争入札参加者の選定に係る市内及び準市内業者の取扱要綱(平成22年浅口市告示第65号)に基づく、市内業者としての取扱いを受けている者 ※ 主たる営業所とは、建設業許可申請書の「主たる営業所」の欄に記載されているものをいう。
建 設 業 の 許 可	契約締結先となる営業所等が、建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。)第3条第1項の規定による特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限り)を受けていること。
総 合 値 の 点 数	令和6年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている「土木一式工事」の総合評定値(要綱第6条の規定による総合評定値)が次のとおりであること。 ・ 710点以上の者
施 工 実 績 等	令和6年度の入札参加資格審査時の経営事項審査結果通知書に記載されている土木一式工事の平均完成工事高があること(0円でないこと)。
配 置 予 定 技 術 者	当該工事に監理技術者(土木工事業に係る監理技術者資格証の交付を受けており、かつ監理技術者講習を受けている者)又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を法に基づき専任で配置できること。なお、配置予定の監理技術者等は直接的かつ恒常的な雇用関係にある者で、入札(開札)日時点で3ヶ月以上の雇用関係にある者であること。
そ の 他 の 要 件	なし

4 入札手続等

設計図書のダウンロード期間	令和06年07月05日 09:00 から 令和06年07月19日 17:00 までの間
設計図書に対する質問 送付先及び締切日時	(送付先) 下水道課 TEL 0865-42-7305 FAX 0865-42-2525 (締切日時) 令和06年07月16日 17:00
入札参加表明受付期間	令和06年07月05日 09:00 令和06年07月19日 17:00
入札受付期間	令和06年07月22日 08:30 令和06年07月25日 17:00
開札執行の日時及び場所	令和06年07月26日 09:30 浅口市役所本庁舎3階第1会議室
工事費内訳書提出の義務付	有
参加資格確認申請書類	提出を求められた日の翌日から起算して2日(浅口市の休日を定める条例(平成18年浅口市条例第2号)第2条第1項に規定する市の休日を除く。)以内に、次の書類に添付書類を添えて提出すること。 ・事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書

5 その他

そ の 他 注 意 事 項	(1)この公告に定めるもののほか入札参加に関し必要な事項は、「一般競争入札(事後審査型)公告共通事項(建設工事) 電子入札用」に定めるものとし、市ホームページに掲載するものとする。 掲載するホームページアドレス (http://www.city.asakuchi.lg.jp/gyose/nyusatsu/denshi.html) (2)設計図書等に関する質問がある場合は、電子入札システムへの登録又は所定様式「設計図書等に対する質問・回答書」(市HPのオンラインサービス>申請書ダウンロードから電子データ入手できます。)に記入の上、施行担当課宛にFAXにより送付してください。また、確認のため、質問を登録又は送付した後に、電話にて質問した旨をご連絡ください。 (3)なお、工期が年度を跨ぐ場合は、設計上の工事日数に係らず、令和7年3月31日を工期末とします。
契 約 条 項 を 示 す 場 所 及 び 問 い 合 わ せ 先	〒719-0295 浅口市鴨方町六条院中3050 浅口市企画財政部財政課 TEL 0865-44-9004 FAX 0865-44-5771